

概要版
令和8年度
▼
令和17年度

Waki Town Master Plan

WAKI TOWN

和木町第6次総合計画 2026 ▶ 2035

緑の風薫る文化のまち和木町

～あいさつと笑顔あふれるまち～

令和8(2026)年3月19日

山口県 和木町

町長あいさつ

和木町では、昭和53年に「和木町総合計画」を策定し、5次にわたる総合計画を策定し、これらの計画に基づいて、まちづくりを進めてまいりました。

このたび策定した第6次総合計画は、本町のこれまでの将来都市像及び目標を継続することとし、将来都市像を「緑の風薫る文化のまち和木町」、目標を「あいさつと笑顔あふれるまち」として、引き続き、その実現に向けた取組を推進します。

今後も本計画を町政の最上位計画と位置づけ、和木町を「明るく元気に、笑顔あふれる町」に、そして町民の皆さまに「和木町に住んで良かった」と思っていただけのように、全力を傾けてまいります。町民の皆さまにおかれましては、一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

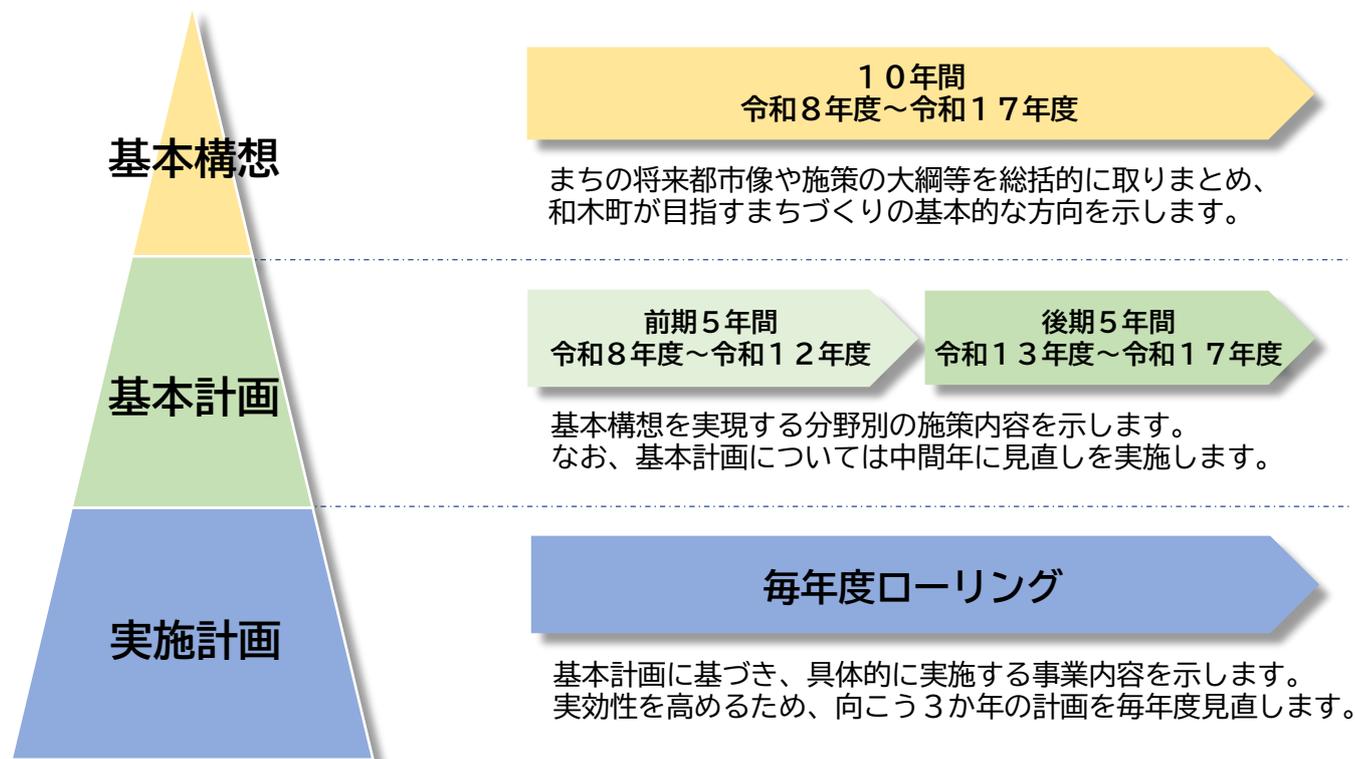
結びに、計画の策定にあたり、熱心にご審議を重ねていただきました「和木町第6次総合計画策定委員会」の委員の皆さまならびに議会の皆さまをはじめ、貴重なご意見、ご提言をくださいました町民の皆さまに対し、心より感謝申し上げます。

和木町長 坂本 啓三



計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」・「基本計画」・「実施計画」の三層構造で構成します。



■将来都市像

緑の風薫る文化のまち和木町

「あいさつと笑顔あふれるまち」

和木町の地域特性を生かしたうるおいのある豊かなまちを構築し、快適な生活環境のもとであたたかい心のきずなで結ばれたまち、産業や教育・文化の息づくまちを創りあげるため、本町の将来都市像を引き続き「緑の風薫る文化のまち和木町」と定めます。

また、本計画期間で目指す方向性を「あいさつと笑顔あふれるまち」とし、その実現に向けた取組を推進します。

この将来都市像を実現するため、町民憲章の理念に基づき、6つの柱を基本目標に定め、施策を体系化し、諸施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

■町民憲章

町民憲章

私たちは美しい自然の中にはぐくまれた「緑の風薫る文化のまち和木町」を築くため、この憲章を定めます。

- 一、私たちは、自然を大切にきれいなまちをつくりまします。
- 一、私たちは、活力のみなぎる明るいまちをつくりまします。
- 一、私たちは、仕事に励み豊かなまちをつくりまします。
- 一、私たちは、互いに助け合い住みよいまちをつくりまします。
- 一、私たちは、文化を愛し、薫り高いまちをつくりまします。

(昭和59年1月15日制定)

将来都市像を実現するための基本目標

将来都市像の実現に向けて、6つの基本目標に取り組みます。

将来都市像 緑の風薫る文化のまち和木町 - あいさつと笑顔あふれるまち -

地域社会に根差した
“ウェルビーイング”
- Well Being -

身体的
精神的 持続的な幸福 社会的

みんなが生徒 みんなが先生
和木学園
- WAKI GAKUEN -

SDGs 持続可能な開発目標
- Sustainable Development Goals -

基本目標

にぎわいのまちづくり

健やかに暮らせるまちづくり

安全・安心で快適なまちづくり

教育・文化のまちづくり

協働のまちづくり

ふれあいあふれるまちづくり

計画の実現に向けた取組の推進

計画の目標

人口指標

■将来人口目標

将来人口目標:5,450人(令和17年)

令和42(2060)年に4,700人の人口を維持する。

和木町では、人口減少を抑制するための諸施策を実施し、35年後の人口目標を、4,700人とします。

本計画の期間においては、令和12(2030)年に5,550人、令和17(2035)年に5,450人を維持するものとして、人口の確保に努めます。

■社会動態目標

社会動態目標:10年間で200人の転出超過に留める

令和6年度日本人の転出超過97人(転入者数:162人、転出者:258人、その他:▲1人)

※技能実習生の社会動態が多いため、外国人を含めない

(山口県人口移動統計調査及び和木町住民基本台帳より)

令和6年度の社会動態によると、日本人の人口は97人の減となっています。将来人口目標を達成するために、人口の流出に歯止めを掛けるとともに、U I J ターンによる定住や移住の促進を図り、転出超過を抑えます。

■合計特殊出生率目標

合計特殊出生率目標:1.87

令和2年を中間とする5年間の合計特殊出生率 1.72

(人口動態保健所・市区町村別統計の概況より)

人口の維持に必要な合計特殊出生率(女性が一生の間に産む子どもの数)は2.07と言われており、本町の令和2年を中間とする5年間の合計特殊出生率は1.72(山口県内第2位、「平成30年～令和4年人口動態保健所・市区町村別統計の概況」より)となっています。本計画期間中は、同統計において山口県内で最も率の高かった1.87を目指し、子育て支援を推進します。

産業指標

■観光入込客数

令和17年度
観光入込客数目標:150,000人
 令和6年度:129,364人
 (山口県観光客動態調査より)

本町には、蜂ヶ峯総合公園を始めとする観光施設があるほか、幹線道路国道2号線の通る山口県の玄関口であり、こうした資源や立地を活用して観光客の増加を目指します。

■15歳以上の就労人口、就業率

令和17年度(15歳以上)
就労人口:2,500人、就業率53.0%
 令和2年15歳以上就労人口:2,687人 就業率:53.5%
 (国勢調査より算出)

若者の地元就職や、子ども・子育て支援などによる女性の社会進出に取り組むことにより、就労者の確保を目指します。

財政指標

■財政健全化判断比率の維持または向上

	令和6年度	財政健全化判断比率	目標
実質赤字比率	—	15.0	黒字維持
連結実質赤字比率	—	20.0	黒字維持
実質公債費比率	8.5	25.0	10未満維持
将来負担比率	7.5	350.0	維持

近年の災害・防災への対応や、老朽化の進むインフラの整備・改修、給食センターの更新整備など、地方債の発行も視野に入れて、暮らしの改善を行うことも想定されます。引き続き、現状程度の財政健全化判断比率を維持し、将来の世代への財政負担を増大させないことを目指します。

町民満足度

項目	令和7年調査	令和17年目標
教育・文化	27.5%~35.7%	40.0%
自然や環境への配慮	42.8%	45.0%
安全・安心	31.8%	35.0%
産業の活性化	6.7%~29.8%	30.0%
都市基盤の整備	29.0~34.8%	35.0%
人権	17.2%	20.0%
協働・コミュニティ	14.3%~33.2%	35.0%

※アンケート調査において、「満足」「やや満足」と回答した割合の合計

本計画の策定にあたり実施した町民アンケート調査において、各分野の施策の満足度を測っています。その向上を目指し、町政の運営に取り組みます。

重点施策

1. 少子化対策及び移住・定住対策の推進

少子高齢化や転出超過などにより人口が減少する中で、人口減少を抑制するためには、安心して子を産み育てることのできる環境づくりが必要不可欠です。また、ひとり親家庭の増加や子育て世代における地域とのつながりの希薄化など、近年の養育環境の多様化に対応できるよう、子育て環境の充実を図り、和木町で子育てをしたくなるまちづくりを目指します。

また、年齢や障がいの有無等に関わらず、全ての町民が活力をもって暮らせるよう、保健・福祉・医療の充実に努めるとともに、雇用の確保、生活インフラや交通基盤の維持など、持続可能な住みやすいまちとなるよう施策を推進し、まちの魅力を一層向上させることで、和木町に住んでみたい・住み続けたい人の増加へとつなげます。

2. こども園・小学校・中学校までの一貫した教育の充実

こども園、小学校、中学校がそれぞれ1施設であり、0歳から15歳までの一貫した教育を推進できるのが、本町の教育における特色です。学校同士の連携が密で、切れ目のない、きめ細やかな教育を展開しています。加速する社会の高度化やグローバル化に対応するため、学力向上に加え、ICT教育や英語教育の充実に努めます。

また、社会のルールや命の大切さを知り、犯罪をしない・巻き込まれない、不登校やいじめを生まないための「こころ」を育てる教育を推進します。

3. 町民の心と体の健康づくりの支援

すべての町民が、住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らすためには、心と体の健康を保つことが大変重要です。

まず、心の健康を保つためには、地域におけるつながりを創り、社会的な孤立を防ぐことが鍵となります。本町では、コンパクトでまとまりのあるまちである強みを活かし、町全体を学園として捉え、生まれる前からお墓に入るまでのライフステージの中で生涯学習を推進していく町ぐるみ「和木学園」を構築しています。お互いを「みんなが生徒、みんなが先生」として捉え、歴史や自然、芸術や文化、官民連携の取組などを通じて、地域とつながり、町民が笑顔になれる「楽しい和木町」を育てていきます。

そして、和木町独自の取組「3つの“あ”元気プロジェクト」をさらに推進し、子どもから高齢者まで幅広い世代の体力の維持・向上、生活習慣病予防、健康な体づくりに努めることで、身体的・精神的・社会的に満たされた状態“ウェルビーイング”の向上を図ります。

4. 防災・防犯体制の充実

災害が少なく、温暖な気候が本町の特徴ですが、過去に経験したコンビナート災害や豪雨災害の教訓を生かすとともに、南海トラフ巨大地震を踏まえ、災害危険箇所の安全対策措置、避難所の生活環境整備、防災ハザードマップの作成、個別避難計画策定による避難支援体制の構築など、ハードとソフトの両面から防災・減災対策の充実強化の取組を進めてきました。今後も、訓練による職員の災害対応力の向上、町民一人ひとりの防災意識の醸成など、引き続き「災害に強いまちづくり」の実現に向けて、取組を

進めます。

また、近年は全国的に消費者被害や特殊詐欺等の手口が巧妙化し、本町においても被害が増加していることから、関係機関同士の迅速な情報共有や、地域の見守り強化によって、被害を未然に防止できる体制づくりに取り組みます。

協働のまちづくり

地域社会におけるコミュニティが一層希薄し、自治会活動をはじめとした地域活動や、全国的に頻発する自然災害への備えなど、地域社会をとりまく状況は一層厳しさを増しており、多くの課題を抱えています。これらの課題を解決していくためには、様々な立場の個人・団体との連携を図り、さらに「自分たちのまちは自分たちでつくる」という自治の精神に基づき、お互いの立場を尊重しながら、それぞれの特性を生かした協働のまちづくりを進めることが、これまで以上に求められています。

1. 町民協働の場づくりの推進

町民や各種団体と行政が対話を通して協力・連携し、地域課題の共有及び解決に向けた取組を推進します。



2. 地方分権時代の自立の推進

町全体を活性化し、将来にわたって持続的に発展させていくため、町民一人ひとりが自治会活動や和木学園構想など、幅広い施策に関心を持ち、町民だれもが積極的に参画できるよう取組を推進するとともに、地域で協力し、町民同士が連帯感を深められるよう、体制整備や町民の意識改革に努めます。



3. 産学官民連携の推進

地域課題の解決に向けて、町民、企業、行政、教育・研究機関などによる「産学官民連携」を積極的に推進します。対話の場の充実、各種事業への参加を通じ、地域に関わる様々な立場の人々が、それぞれの強みを活かして協力し合い、地域課題に対して一丸となって取り組める体制づくりを進めていきます。



ふれあいあふれるまちづくり

本町においては、活動を担う人たちの高齢化と人手不足が進んでおり、若い世代の担い手を確保していくことが求められています。コミュニティ活動やボランティア活動などの地域活動を維持し、若い世代を中心とする移住・定住施策や関係人口の増加策を講ずることによって、自治基盤の充実・強化を図っていく必要があります。

また、町内の交流と合わせ、姉妹都市交流や国際交流など、さまざまな交流活動への参加や関わりを積極的に進めながら、町の魅力の発信・活性化を図っていきます。

1. まちづくり活動の活性化



「明るく元気に、笑顔あふれるまち」を創り上げるため、自治会や各種団体の地域コミュニティの維持に取り組み、地域活動の活性化を推進します。また、町と多様な形で関わり、地域づくりを応援してくれる関係人口や、観光などで一時的に訪れる交流人口の増加につながる施策の充実を図ります。

2. 交流のまちづくりの推進



町民の連帯意識をさらに強め、地域への関心を高めていくため、町民相互の交流、姉妹都市等との地域間交流、国際交流などの機会を充実させて、関係人口及び交流人口の創出拡大を推進します。

にぎわいのあるまちづくり

少子高齢化や人口減少、グローバル化による国内外の競争激化、ICTの進展など、産業を取り巻く状況は急速に変化しており、本町の基幹産業である製造業に対しても大きな影響を及ぼしています。持続的な発展に向けた取組が求められているほか、商業や農林水産業、観光業など、他分野との連携や波及効果を踏まえた効果的な施策が必要となっています。そして、性別や年齢、障がいの有無を超えて、希望するだれもが自分の能力を発揮できる社会の実現に向けて、雇用確保や受入体制の整備も重要となっています。

1. 商工業の振興



本町の化学工業をはじめとした製造業を振興させるため、既存企業との連携強化を図るとともに、企業誘致による新たな雇用の創出や商工会と連携した新規創業支援や事業承継等、商工業の発展・活性化に向けた支援を推進します。

また、本町の観光資源である蜂ヶ峯総合公園において、年間を通じた来場者を確保するため、SNSやメディアを通じて和木町の魅力発信を積極的に行うとともに、近隣市町や広島広域都市圏との連携による、広域ネットワークの強化を図ります。

2. 農林水産業の振興



町土の大半を山林が占めている本町において、森林のもつ多様な機能を維持し、限られた狭小な農地を有効活用するためにも、担い手の育成や関係団体との連携といった活動の強化を進めます。

また、町内の水域に漁業権を有している岩国市漁業協同組合和木支店及び芸防漁業協同組合と連携し、水産業の振興を図ります。

3. 安定した雇用の促進



少子高齢化や人口減少が進む中、地域社会の持続的な発展には多様な人材の活躍が不可欠です。安定した雇用の促進に向けて、女性や高齢者、障がい者、離職

者、外国人など、働く意欲のあるすべての人がその能力や希望に応じて就労できるよう、雇用環境の整備や関係機関との連携を図っていきます。

また、誰もが安心して働き続けられるよう、職場のバリアフリー化や、柔軟な勤務制度の導入、育児や介護と仕事の両立を可能とする制度や、働き手のライフステージに応じた勤務体系についての情報発信や普及啓発を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現と持続可能な地域雇用環境の構築を目指します。

4. にぎわいのあるまちづくり

にぎわいのあるまちを創造するため、効果的な土地利用を検討し、人々が行き交う活力あるまちづくりを推進します。また、安全で快適な市街地の整備に努めます。



健やかに暮らせるまちづくり

高齢者割合の増加、子育て世帯の減少に伴う子どもの数の減少、個人の価値観やライフスタイルの変化、単独世帯の増加等を背景に個人の暮らし方が多様となることで、福祉ニーズも一人ひとり異なっており、対応すべき福祉課題もさまざまに生じており、国の制度による福祉サービスの提供に加えて、地域の実情にあった福祉事業の推進や知恵、経験を有した町民の力を生かした助け合い・支え合いの仕組みづくりが重要となっています。

高齢者や障がい者、子育て家庭、生活困窮者など、それぞれが抱える課題を地域全体で包括的に支援する体制づくりを進めることで、だれもが住み慣れた地域で安心してその人らしい生活ができるように、地域に根ざした支え合いの仕組みづくりに取り組みます。

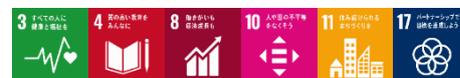
1. 高齢者福祉の充実

人口減少が加速する中、豊富な経験や知識をもつ高齢者は地域コミュニティにおいて重要な役割を担っています。高齢者の社会参加を促進するとともに、生きがいづくりや活躍できる場の創出に取り組みます。また、介護予防の推進と介護サービスの充実を図り、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと楽しく生活できる環境の整備を推進します。



2. 障がい者福祉の充実

障がいの有無に関わらず自分らしく暮らすことができるよう、ライフステージを通じて一貫した支援並びに生活全般にわたる包括的な支援を行うとともに、家族への負担軽減や関係団体への活動支援を図ります。



3. 子ども・子育て支援の充実

全国的に人口減少が課題となる中、本町の人口減少は予測を上回るスピードで進行していることから、町ぐるみで子育て支援を強化する必要があります。「第3期和木町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念である「わきは あったか 大家族 ～あいさつがはぐくむ希望、笑顔がつなぐ こどもの未来～」のもと、和木町に暮らす全ての子どもが権



利を保障されながら幸せに暮らし、健やかに成長できるよう、まち全体で「こどもまんなか社会」の実現に努めます。

また、子育て支援に対する需要の増大や多様なニーズに対応するため、母子保健、児童福祉、教育・保育などの充実を図ります。

4. 地域福祉の充実



少子高齢化、価値観の多様化、生活不安の増大、犯罪や事件の深刻化などを背景に、地域社会のつながりや、地域に対する関心の希薄化が進行し、地域福祉を担う人材の高齢化や成り手不足が課題となっています。

町民やボランティア、社会福祉関係者、関係機関、行政が協働することにより地域福祉を実践するとともに、生活困窮者やひきこもりなどをはじめ、社会的援護を必要とする人に対して、地域ぐるみの福祉を推進していきます。

5. 保健・医療、社会保障の充実



誰もが健康で自分らしく暮らせるためには、町民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組める機会の創出や機運の醸成を図り、「健康寿命」の延伸を目指すことが重要となります。子どもからお年寄りまで、誰もが楽しく健康づくりに取り組めるよう環境整備に努めるとともに、地域の医療資源を活用し、感染症や災害時にも迅速に対応できる体制を整備するなど、多様化する医療ニーズへの対応を図ります。

また、国民健康保険や国民年金制度等の社会保障制度の安定的な運営にも努めます。

6. 人権施策の推進



町民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会を実現するため、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるための教育・啓発を行うなど、総合的な取組を推進します。

安全・安心で快適なまちづくり

自然環境の保全や循環型社会の構築は、現世代だけでなく、これから後の世代にわたって引き続き重要です。自然環境の保全に努め、人と自然が共生できるまちづくりを進めていく必要があります。また、だれもが住みやすいユニバーサルデザインのまちづくりが求められており、日常生活にかかわる交通網や情報網など、生活基盤の整備も合わせて進めていく必要があります。

町民の生命や財産を守るため、防災・防犯、交通安全対策の強化に努め、だれもが来たい、住みたい、住んで良かったと思えるよう、魅力的なまちづくりを推進します。

1. 安全・安心な生活の確保



町民が安全で安心して生活を送ることができるよう、防災対策等による災害に強いまちづくり、防犯対策や交通安全対策等による安全・安心で快適な

まちづくりを進めていきます。

また、振り込め詐欺や架空請求による特殊詐欺等、消費者被害防止に向けた取組を推進し、消費生活の安定に努めます。

2. 生活環境の整備



快適な生活環境の整備に向け、公営住宅の適正な維持管理や、公園施設の計画的な更新を進めていきます。また、上下水道においては公営企業会計を適用したことによる分析のもと、予防保全的な維持管理と将来を見据えた更新事業を推進していきます。

3. 環境衛生対策の推進



地域においてごみ処理の適正化対策、環境保全対策、環境美化対策等、総合的な環境衛生対策を進めるとともに、CO₂（二酸化炭素）排出削減による地球温暖化対策事業の充実、リサイクルの取組等による循環型社会の構築を目指し、町民と行政が一体となって推進します。

4. 交通・通信インフラの整備の推進



国道・県道等広域生活幹線道路や生活道路の整備を促進し、道路網の一層の充実を図ります。町内の移動を円滑にすることに加え、町外への移動の利便性を高めるため、JR和木駅を中核とした公共交通アクセスの充実を図ります。

教育・文化のまちづくり

社会状況は近年大きく変化しており、一人ひとりが自らの個性を生かして主体的に人生を切り開いていくことや、社会の多様性を受け入れながら共生すること、社会への参画や協働を推進することが重要となってきています。こうした力を養っていくために、ライフステージに応じた生涯学習の機会を確保するとともに、学校と地域との連携を深め、「学校から地域へ」「地域から学校へ」という双方向の取組を推進し、地域に潜在する知恵や技能、能力を発揮できる場を充実していきます。

1. 生涯学習の推進



コンパクトな町域を1つの学び舎と捉え、青少年の体験学習や自立に向けた学習、家庭教育に関する学習、高齢者社会参画や生きがいづくりなど、それぞれのライフステージに応じた多様な学習機会の確保と、その成果を生かすことができるまちづくりを目指す取組を「和木学園」構想と位置付け、町民総活躍の場づくりを推進します。

2. 芸術・文化の振興



身近に芸術・文化に触れることができ、また、町民自身が作品・表現を発表できる場を設けるとともに、長い間培われてきた歴史・芸術・文化の継承を促進します。

3. スポーツの振興

総合型地域スポーツクラブの普及に向けた支援やスポーツイベントの開催等、幅広い施策を展開し、年代を問わずスポーツに親しみを持ち、誰もが気軽にスポーツに触れることのできる機会を創出します。スポーツ人口の増加につなげることで元気で明るいまちづくりを推進し、特に高齢者の健康寿命の増進と子どもの体力・運動技術の向上に取り組みます。



4. 学校教育の充実

学校教育への地域の参画促進や保護者の意識の高揚を図りつつ、子どもの心の教育や人権教育、情報教育、青少年の健全育成等において特色ある学校教育を目指します。



計画の実現に向けた取組の推進

1. 広報・広聴活動の充実

まちづくりへの町民参加を積極的に推進するとともに、広報・広聴活動を充実させることにより、行政と町民が共に創るまちづくりを積極的に展開します。



2. 安定した行財政運営の推進

中・長期的、総合的な施策を展開するにあたっては、町民の十分な理解と協力を得るとともに、事務の効率化や職員の政策立案能力の向上等、効果的・効率的な行政の推進に努めます。

さらに、各種事業の見直しやさらなる財政の健全化を進めていくとともに、中・長期的な計画に基づく財政運営を進めていきます。



3. 広域行政の推進

近隣市町や広島広域都市圏協議会等と連携し、広域連携のさらなる推進を図ります。

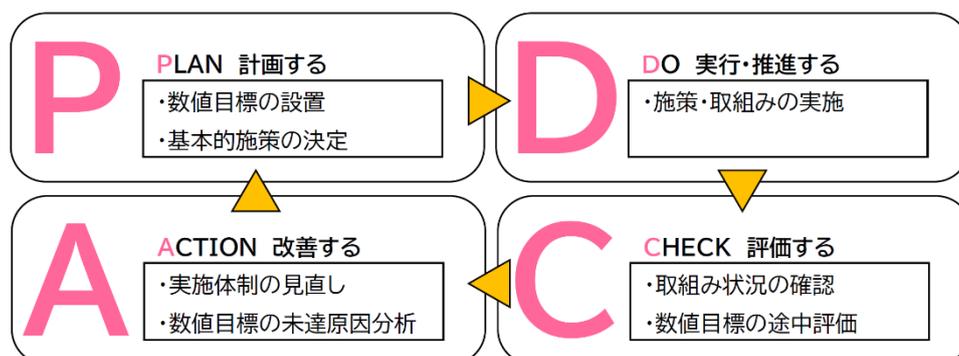


4. 計画の推進と評価・点検

本計画の推進にあたっては、成果を重視した進行管理を行うため、施策や事業を成果の観点から評価・検証し、継続的な見直しや改善に取り組みます。また、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）を確立し、行政経営の質の向上、効果的・持続的な循環を目指します。



◆行政マネジメントサイクルのイメージ



和木町第6次総合計画（概要版）

発行年月：令和8年3月19日／発行：和木町 企画総務課

Tel:0827-52-2135（代表）／Fax：0827-52-5313